

様式第2号（第5条関係）

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開会

司会（根本課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回久喜市空家等対策協議会を開催させていただきます。

私は司会進行を務めさせていただきます、交通住宅課長の根本と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして、現在の出席委員についてご報告申し上げます。

委員12名中、出席委員12名で、委員の過半数に達しておりますので、久喜市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

続きまして、皆様にいくつかご了承いただきたいことがございます。

久喜市では、審議会等の会議の公開に関する条例に基づきまして、会議は原則公開としております。

傍聴を希望される方がいる場合は、受け入れるものでございます。

傍聴については、お手元の傍聴要領のとおり取り扱いたいと存じます。

なお、現時点で傍聴人の方はいらっしゃいません。

本日は議題の中で、一部非公開の部分がございますので、傍聴人の方がいらっしゃった場合には、その方に一時退室をお願いすることがございます。

また、本会議は、市の附属機関であるため、同条例第9条の規定により、会議録を作成し、ホームページ等で公開いたします。

会議録は、あいさつなどは省略し、発言者の趣旨を変えずに、全文記録方式又は全文記録方式に近い形で作成し、30日以内に市民の皆様に公開となります。

会議の内容を録音させていただきますので、ご了承をお願いしたいと存じます。

なお、会議録の確認については、原案を作成後、お2人の委員に確認をいただき、署名をもって確定とさせていただきます。

それでは資料の確認をさせていただきます。

(資料の過不足や落丁等の確認)

2 会長あいさつ

司会（根本課長）

それでは開会にあたり、梅田会長からごあいさつをお願いいたします。

梅田会長

(会長あいさつ)

3 議題

司会（根本課長）

それでは次第3、議題に移らせていただきます。

会議の進行につきましては、久喜市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定に基づき、梅田会長に議長をお願いしたいと存じます。

よろしくをお願いいたします。

議長（梅田会長）

それではしばらくの間、議事を進めて参ります。

はじめに、本日の会議にあたり会議録の署名委員についてお諮りをいたします。

前回の協議会では、私と立石委員さんの2名に一任をいただきまして署名いたしました。

今回の署名委員につきましては、名簿順ですと、上原委員さん、尾崎委員さんとなりますので、お2人にお願ひできますか。

(上原委員、尾崎委員了承)

では、署名委員は上原委員さん、尾崎委員さんにお願ひいたします。

(1) 久喜市管理不全空家等及び特定空家等判定方法マニュアルの改訂について

議長 (梅田会長)

議題の1、久喜市管理不全空家等及び特定空家等判定方法マニュアルの改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (東浦担当主査)

(資料1に基づき説明)

議長 (梅田会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、ご質問やご意見はございますか。

(質問、意見なし)

特にこちらの件はよろしいですか。

それでは、この内容で改訂するというところで、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

(2) 久喜市空き家の活用サポート窓口 (いえかつKUKI) の協定事業者職種 (行政書士) の追加について

議長（梅田会長）

続きまして議題2、久喜市空き家の活用サポート窓口（いえかつKUKI）の協定事業者職種（行政書士）の追加について、事務局から説明をお願いします。

事務局（東浦担当主査）

（資料2に基づき説明）

議長（梅田会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について、ご意見やご質問はございますか。

（質問、意見なし）

特によろしいですか。

それでは、この内容で行政書士を事業者として募集するということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。

以上で議事を終了し、議長の任を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

4 その他

司会（根本課長）

続きまして、次第の4、その他に移らせていただきます。

まず、資料3 特定空家等に対する措置の状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（福地主任）

個人情報につき非公開

司会（根本課長）

個人情報につき非公開

では続きまして、資料4 空家等対策の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

事務局（福地主任）

（資料4に基づき説明）

司会（根本課長）

ありがとうございます。

今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

阿部委員

はい、久喜地区の阿部と申します。

資料4のページの最初に、久喜地区、菖蒲地区とありまして、そこに数があるのですが、私が久喜東地区で、空き家が何件かありますが、この中に入っているかどうかということ、この協議会の委員に教えていただくことはできるのでしょうか。

例えば、久喜では16となっているのですが、その場所が、自分が担当する地域にあるのかどうか教えていただけるのでしょうか。

自分の担当地域にない場合、空き家の状態を見に来てくださいと言えば見に来ていただけるかどうか、確認したいと思ひまして、よろしくお願ひします。

事務局（福地主任）

ありがとうございます。

今年度、久喜地区で管理不全空家等を16件認定しているところでございます。

この 16 件の管理不全空家等がどこにあるということについては、個人情報に該当しますので、お伝えすることはできません。

ただ、空家等がどこにあって、こういう状況になっていて困っているなどのご連絡をいただければ、現場を確認し、お答えできる範囲で回答しています。

阿部委員

猫がたくさんいて、猫屋敷になっていて、ここは登録されているかどうかというの、問い合わせをすれば教えていただけますか。

事務局（福地主任）

所有者に通知を出したという状況や、なかなか連絡がつかないというような程度であれば回答しております。

所有者の方が、〇〇市にお住まいで、〇〇さんという方がこういう状況で対応が難しい、などということについては、お答えできません。

司会（根本課長）

他にございますでしょうか。

（質問等なし）

資料 4 の 1 ページ目の緊急安全措置について、私から補足をさせていただきます。

緊急安全措置は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例に基づいて行うものです。

危険が差し迫っている状態で、すぐに所有者と連絡が取れない場合や、すぐに所有者がその危険を取り除くことができない場合に、市が必要最小限の範囲で、安全を確保するための措置ができるというものです。

そのため、全ての管理不全空家等に対して、市が木の枝葉を切ったり、スズメバチの駆除ができるものではないということをご理解いただきたいと思います。

スクリーンに投影しているブロック塀が倒壊した写真を例に説明しますと、塀が倒れているため道路の通行に支障があると認められます。

また、倒壊した物がブロック塀であるため、道路の通行者がけがをしないように、所有者の許可を得て、当課と道路管理の担当課で、ブロック塀を除去したという事例になります。

では続きまして、資料5 第2次久喜市空家等対策計画策定スケジュール（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局（福地主任）

（資料5に基づき説明）

司会（根本課長）

ありがとうございます。

今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

（質問等なし）

よろしいでしょうか。

では続いて、事務局より事務連絡がございます。

事務局（福地主任）

（事務連絡）

司会（根本課長）

ありがとうございました。

委員の皆様から全体を通しまして、ご質問やご意見等ございますでしょうか。

阿部委員

空き家とはあまり関係ないのですが、人が住んでいる家がありまして、その家から通学路に木が伸びています。

子供たちが通るときに、毛虫が頭に落ちてくるというのです。

そこで、住んでいる人に相談したときに、お金がなくてできないんだよ

という話なのです。

市から補助金などは出るのですか。

その家の人が言うには、木が伸びているから雨が降るとちょうど雨宿りになるんだということを言っているのです。

ただ子供たちからすれば、嫌だという話を聞いておりまして、どうしたらいいのかと思っています。

事務局（根本課長）

市で、自宅の植木を剪定する場合の補助金のご用意はございません。

その通学路が、例えば毛虫が落ちてきて通るのに支障があるという場合は、道路管理者に一度お知らせいただきたいと思います。

協議会終了後、場所を教えていただければと思います。

私から道路管理の担当課に報告いたします。

また、空家等で、木が越境していて通行が難しい、毛虫が落ちてくるなどという場合は、交通住宅課が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、所有者を調べて、適切に管理してくださいと助言をすることができます。

ただ、今回のような、人が住んでいる家の場合はそれができませんので、道路管理者にご一報いただくという流れになります。

阿部委員

ありがとうございました。

司会（根本課長）

他にございますでしょうか。

尾崎委員

はい、尾崎不動産尾崎と申します。

管理不全空家等や特定空家等を判定するというのは、市が助言するための判定なのでしょうか。

それ以降何か強制的にできるものなのか、ただ助言をするための管理不全空家等や特定空家等なのか、教えてください。

事務局（根本課長）

管理不全空家等の認定に至るまでの流れを説明します。

例えば市民の方、また区長さんなどから、この空家等の木が生い茂っていて、通行がなかなかできなくなってきたという連絡をいただいた場合、市がその空家等に赴いて、このマニュアルを見ながらその家の状態を確認して、管理不全空家等であるかを判断します。

管理不全空家等と判断した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、所有者の調査を行い、まずは助言で、木を切ってくださいというお願いをします。

それでも切らなかった場合、次は指導になり、指導書を送ります。

それでもなかなか改善されず、本当に周囲の方が困っている場合や周囲に悪影響を与えている場合は、勧告を行います。

この勧告を行うと、固定資産税等の住宅用地特例が外れるという措置が適用されます。

通常、家が建っていると土地の固定資産税は軽減され、6分の1になっています。

しかし、勧告を受けた場合、家が建っていたとしても、6分の1の軽減措置が適用されず、その土地の固定資産税が上がることとなります。

一方で特定空家等は、もう少し強い措置ができます。

特定空家等についても、助言指導を行い、勧告をすると、管理不全空家等と同じように、固定資産税の住宅用地特例が外れます。

その後の措置として命令があり、特定空家等の場合には、市が行政代執行を行うことができます。

それが管理不全空家等と特定空家等の大きな違いになります。

尾崎委員

ありがとうございます。

司会（根本課長）

他にございますでしょうか。

（質問等なし）

5 閉会

司会（根本課長）

以上で本日予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

最後に、上原副会長から閉会のごあいさつを頂戴したいと存じます。

上原副会長

（閉会あいさつ）

司会（根本課長）

上原副会長ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては大変お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市空家等対策協議会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年3月27日

委員 上原 健太郎

委員 尾崎 彰吾

審議会等会議録

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。